

下間少進仲之（性乗）文書の一考察

——花押変遷を中心に——

吉 井 克 信

（大谷大学）

はじめに

下間少進仲之（天文二〇年・一五五一～元和二年・一六一六）といえば、本願寺の東西分立期に活躍した顕如・准如方の坊官である。これまで、片桐登氏^①・籠谷真智子氏^②・西野春雄氏^③ら能楽史研究者により、仲之の素人能役者としての側面や著作が注目されてきている。また、彼の所属した下間氏そのものの研究は、本願寺の家侍・坊官としての側面に注目した谷下一夢氏^④以来、天文前期の坊官としての性格や動向に着目する横尾國和氏^⑤に至る蓄積がある。

一方、各地の真宗寺院に散在する下間氏発給文書の古文書学的研究は、①金龍静氏^⑥が一九七〇年代末に本願寺権力構造解明のため、身分（内衆）・地位（上座・名代・坊官）・役割（奏者・文書発給者等）を分析したことに端を発し、一九八〇年代に印判状分析を中心に活性化してきた。たとえば、②草野顕之氏^⑦が印判奉書成立が宗主地位上昇と教団統制に機能し、天満本願寺を画期とする発給型式変化が懇志請取組織変容と教如家臣団形成を意味すると考察し、③泊清尚氏^⑧が天正～元和期（一五七三～一六二四）の懇志請取状の黒印・文言・花押・充所を精査し、下付体系変化を

教団発展の表出と分析し、④片山伸氏が頭如の門跡勅許に伴い下間氏が坊官就任する永禄二年（一五五九）以前の上座・名代加署公文書の様式分類、意志伝達手續き上のルール解明をめざしている。また、最近では、⑤大喜直彦氏が、永禄期の「御印書」は私信性が強く「印判状」と呼べないが、天正・慶長期の下間頼廉奉「御印書」には支配文書への性格変化のみられる点が指摘されている。このような基礎研究により、刑部卿頼廉・按察頼龍（忠正）の発給文書については、豊富な事例が紹介されており、黒印・花押・文言などによる年欠文書の年次比定が行われている。

ところが、仲之発給文書そのものの研究は、遺例不足のためか、金龍論文の官途名変遷や青木馨氏による能登光琳寺所蔵史料一点の紹介を除けば、文書の様式論からの基礎研究がほとんど行われていない。先行する芸能史からの仲之研究も、仲之自身の書き残した演能関係の記録類をおもな分析対象としている。

そこで、史料不足は覆いがたいが、「鶯森別院文書」（和歌山市）・「春照寺・宗願寺共有文書」（福井県敦賀市）・「専応寺文書」（福井県武生市）・「山田長安寺文書」（滋賀県草津市）などをもとに、仲之発給文書についての考察をみたい。

まず、下間少進仲之の生涯を概観し、つぎに、花押変遷すなわち七種類に分類した仲之花押をもとに、年欠仲之文書についてのある程度の発給年次の比定を試み、最後に、「性乗」署名文書の特徴について考察する。

一 下間少進仲之の生涯

下間少進仲之は、天文二〇年（一五五一）に生まれた。父は、本願寺領国加賀で大野庄代官職、天正二年（一五七四）の越前一向一揆で「越前国守護代」に任じられ、翌三年八月、信長方の専修寺派黒目称名寺門徒に殺害された筑後法橋述頼（頼照・法名理乗）。母は、猿楽「上手」定専坊了宗の女スミで、琵琶・琴の達人。父方祖父は、河内西

証寺(久宝寺坊)実順に付属した筑後頼清である。

ところで、仲之の兄弟については、『下間系図』に「源七郎 天正三 母各同」とみえるが、これまで言及されていない。そこで、源七郎との関係を考えてみよう。天正三年に父筑後頼照・源七郎父子が没したとすると、『総見記』に「越前の守護代には下間筑後法橋なり(中略)筑後が嫡子和泉等を、足羽郡の郡司とし」とあり、『信長公記』などによって天正三年八月に下間筑後法橋・下間和泉が没したのは明らかなので、下間和泉は源七郎と思われる。そうならば、「京家領のちうもんの御事」にみえる加賀国石川郡大野庄代官職「下間ちくこ殿」・河北郡中条代官職「下間いつみ殿」とは、筑後頼照・和泉源七郎父子を指すから、兄和泉源七郎は、父頼照と同様に加賀国(中条代官職)・越前国(足羽郡司)において行動していたことになる。

越前一向一揆で父頼照と兄源七郎が没するのは天正三年(一五七五)八月、仲之二五歳の時である。それ以前の仲之については、不明な点が多い。下間氏の慣例からいえば、宗主の命で宗主一族・一家衆の者のいずれかに「内衆」として配属された^③と考えられるが、それを伝える史料は現存しない。また天正年間のいずれに坊官に就任したかも確定できない。しかし、仲之が初めて本願寺の文書発給に関与する上限が、天正四〇六年と推定される下間按察法橋頼龍との連署状^④なので、おそらく、加賀・越前で活躍した父頼照と兄源七郎の天正三年八月の越前一向一揆での死去が、石山合戦期における仲之の坊官就任の契機になったと思われる。

天正八年(一五八〇)信長との勅命講和で、本願寺三家老(頼廉・頼龍・仲之)の第三席^⑤として当時三〇歳の仲之は、閏三月五日付「誓詞」に署名・血判している。『鷲森旧事記』「本願寺信長和睦ノ事」によれば、勅命講和受諾をめぐる軍議で「勅命ニ応ジ給フヘシ」と和睦を積極的に提言しているが、一方では、信長「表裏」対策として頭如石山退去の殿軍役を教如にしむけた策謀者との評価もある。

仲之の法橋から法眼・法印への昇叙時期は、頭如が紀州鷲森に移って二年目の天正一〇年(一五八二)正月二五日

(法眼)・同二月三日(法印)^⑧である。

天正一一年(一五八三) 顕如が和泉貝塚に移って二年目の天正一三年(一五八五)、大坂中島の天満御堂建立の際には「作事奉行」として関与し、さらには天正一七年(一五八九) 頼純・頼芸更迭に伴い、秀吉から頼廉と共に本願寺内「町奉行」に任命されている。

天正一九年(一五九二) 本願寺は秀吉寺地寄進により京都七条堀川へ移る。翌天正二〇年(一五九二) 一月の門主顕如の死去は、仲之の立場を一変させた。すなわち教如継職で折檻(奏者罷免)されるが、それでも豊臣秀次との能楽上の交渉は継続されている。^⑨

文禄二年(一五九三) 一〇月、秀吉・前田玄以・如春尼の奔走による門主教如の退隱、弟准如の門主継職に伴って、仲之は奏者に復帰する。しかし、文禄四年(一五九五) 五月、関白秀次(能楽上の弟子) 失脚に伴い、『童舞抄』を擱筆する翌慶長元年(一五九六) まで本願寺外での演能を自重しており、^⑩ また、慶長五年(一六〇〇) 関ヶ原役で准如の方針に従い、石田光成・毛利輝元・宇喜多秀家ら西軍方と戦前に接触したため、同七年(一六〇二) 三月頃まで謹慎していたという。^⑪

元和二年(一六一六) 五月一日に没した。享年六十六歳(数え年)。

二 下間少進仲之の花押変遷

仲之の花押については、従来言及されていないが、大きく分けて七種類を確認できる。一般に仲之花押として知られる1型〜6型は同一系統なので、かりに「A系統」と呼び、7型は別系統なので「B系統」と呼ぶ。ともに、どの字のくずしか判明していない。

まず、A・B両系統の形態的特徴をみてみよう。A系統は、アルファベットの「D」状の輪郭を基本とし、右側「弧」部分に「丸み」や「角張り」があり、左側「弦」部分の幾何学模様は拡大や縮小が認められ、「弧」の右下・右中間から上方と左下に向かう二本のヒゲ状の「曲線」が「空穴」を三分割ないし二分割しており、下側の「底辺」が次第に明確に形成される。B系統は、左下に中心をおく楕円の集積である。

つぎに、1型〜7型の形態的特徴を個別に検討してみよう(本稿三〇頁・花押図を参照)。

【1型】もつとも初期にみられる花押で、輪郭「D」は「三日月」状に瘦せ、「弦」は右上から左下へと斜めに垂れ下がり、「空穴」上方への「曲線」は途中で止まっている。天正四〜六年と推定される「鷲森別院文書」三
点に認められる。

【2型】輪郭「D」は右肩に「角張り」があり左下へやや垂れ下がり、「弦」は外側へやや膨らみながら右上から左下へ向かう。「専応寺文書」「山田長安寺文書」「春照寺・宗願寺共有文書」に一点ずつ認められる。

【3型】輪郭「D」は右上「角張り」が消えた「擦で肩」となり、均一の曲線で「弧」を描き、「弦」は外側へ膨らみながら、ほぼ上方から下方へ向かい、ゆるやかに左下方へ向かう不完全な「底辺」が形成されてくる。

【4型】輪郭「D」は3型からさらに膨張し、「空穴」の二本の「曲線」の接点が「弧」右中間の下寄りへと移動し、ゆるやかに左下方へ向かう「底辺」が認められる。

【5型】輪郭「D」は4型よりやや膨張が収まり、再び「空穴」の「曲線」起点は右下に戻り、完全な「底辺」が形成される。

【6型】輪郭「D」は3・5型と同様であるが、「空穴」の上方への曲線が消滅する。

【7型】B系統。横長の輪郭で、左下に中心をおく横長の楕円の集積を基本とする。

これら仲之花押1型〜7型を、年代推定も兼ねて「表」にまとめてみよう。

《下間少進仲之(性乗) 花押分類》

花押	形態的特徴	僧位	署名	備考
1型	左下降三日月型	法橋	仲之	天正4～6年か
2型	右肩角張型	法橋	仲之 性乗	天正7～8年か
3型	凹形右肩撫肩型	法橋	仲之 性乗	天正8～9年か
4型	凹形底辺・右中間接点型	法橋	性乗	天正9～10年か
5型	凹形底辺型	法印	仲孝・仲康・性乗	天正10～20年か
6型	凹形縦棒省略型	法印	仲孝 性乗	文録・慶長・元和か
7型	楕円の重複状	法印	仲孝	慶長元年頃

三 文書発給地域と法名「性乗」署名

現存仲之文書により発給地域・署名を表示してみよう(所蔵点数は省略)。

《下間仲之文書発給地域一覧》

国名	寺号	性乗署名	連署・仲康・仲孝
越後	上越市本覚坊	法印性乗 性乗	
越中	高岡市勝興寺	法印性乗 性乗	

能登	越前	若狭	近江	美濃
阿岸本誓寺 法融寺 乘念寺	武生市専応寺 平乗寺 浄光寺 光照寺 丸岡三日講 宗願寺春照寺	小浜妙光寺	堅田本福寺 東浅井郡矢守 浅井町誓願寺 善敬寺(龍大) 草津市長安寺	関市明淳寺 大垣市西円寺 仏照寺 河野文書
法橋性乘 法印性乘	法橋性乘 法印性乘 性乘 性乘 性乘 性乘	法印性乘	法印性乘 法印性乘 法印性乘 法印性乘	法印性乘 性乘
法橋仲之・法眼頼廉 仲之・頼廉	法印仲孝 仲孝		法橋仲之・法眼頼廉 法橋仲之・法橋頼廉 法印仲康 法印仲孝	法眼頼廉・法印仲之 法橋仲之・法眼頼廉

信濃	松代本誓寺 正覚寺	法印性乗 性乗	
甲斐	万福寺		法橋仲之・法橋頼龍
大和	本善寺		仲之・頼廉
紀伊	鷺森別院 善能寺 善照寺 真光寺 (同)		法橋仲之・法橋頼龍 法橋仲之・法眼頼廉 少進法橋・刑法眼 法印仲康・法眼頼廉 法印仲康・法印頼廉
石見	浄土寺 満行寺	法印性乗 法印性乗	
豊後	西行寺		法印仲康

現存する文書によれば、仲之の署名には、一つの決まりがあるようにみえる。すなわち、「仲之」署名は法橋く法印期の連署文書に限り、法橋く法印期に一貫して使用された「性乗」署名は単独署名文書に限って使い分けがなされたと思われる点である。なお、法印期の「仲孝」署名はおもに単独署名文書、法印期の「仲康」署名は単独だけでなく連署文書（和歌山県真光寺文書）にも使用されている。⁶⁾

文書残存例により、仲之が法名「性乗」署名で単独署名文書を発給した地域を検討してみると、越後・越中・能登・越前・若狭・近江・信濃・石見が発給対象となっている。これによると、法名「性乗」署名文書は、基本的に「北陸道」「東山道」を発給対象地域とし、一部、山陰（石見）・九州（豊後）に及んでいたと想定できる。

《(性乗) 文書一覽》

内 容	法 量 縦×横(cm)	金龍 論文	出 典	所 蔵 者
雑賀衆と安芸衆との対立をうれい、安芸へ下向のきまりになった興正寺門跡(顯尊)への馳走を命ず	12.0×34.0	186	『本願寺文書』34,(本写), (谷大写)	鷲森別院(和歌山市鷲森)
賢固船十五艘、至急、上げる様命ず		180	(本写), (谷大写)	鷲森別院(和歌山市鷲森)
大船木津浦に浮かぶを告げ、至急、鉄砲五百丁参上を命ず	13.6×32.5	188	『本願寺文書』37,(本写),(谷写)	鷲森別院(和歌山市鷲森)
九鬼水軍の大坂湾への回航を報じ、用心を命ず		187	『織田信長文書の研究』	万福寺
各々より折々の志を謝し、かかる山かのおくへの御書発給を報ず	11.0×48.3	243	『福井県史資料 8』258頁, (吉井写)	春照寺宗願寺共有 (敦賀市)
連々馳走を感じ思食され、御書下付につき、聴聞すべき様求む	8.4×46.1	251	『粟太郎誌 2』38頁,(吉井写99)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
門跡への志を謝す		208	『阿岸本誓寺文書』カ	
志(代二貫文)を謝し、この方御堅固を報じ、五百文を謝す	8.1×33.2		『福井県史資料 6』3号, (県史写96)	専応寺(福井県武生市)
石山退城、連年の厚志を謝し、芸州下向頓挫、有岡・三木事を報じ、佞人の新門主をたぶらかし、両所間を妨げるを難じ、雑賀下向を報ず		217	『阿岸本誓寺文書』18頁,(本写)	本誓寺カ(石川県門前町)
石山退城、連年の厚志を謝し、芸州下向頓挫、有岡・三木事を報じ、佞人の新門主をたぶらかし、両所間を妨げるを難じ、雑賀下向を報ず			(谷大写)	仏照寺(岐阜県大野町)
教行寺・慈教寺・毫根寺を難じ、御門跡雑賀下向を報ず	13.6×98.6	218	『図録顯如上人余芳』98番 (118頁)	飯貝本善寺 (奈良県吉野町)
大坂御退城・雑賀への聲願寺御供を謝し、紀州への参詣・馳走を求む		223	『東浅井郡志 4』92頁,(東影)	湯次聲願寺 (滋賀県浅井町)
路次困難時に志(銀廿匁)を謝し、雑賀下向を報じ、紀州参詣を求む	11.4×45.4	225	『粟太郎誌 2』43頁,(吉井写159)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
御門主様の紀州下向を報じ、大坂よりの虚言を否定し、雑賀参詣を求む			『福井県史資料 6』5号, (県史写28)	専応寺(福井県武生市)
信長との和平、雑賀下向、落城を報じ、大坂の虚言を難じ、参詣を求む		225	『本願寺教団史料・関東編』385頁	等々力万福寺 (山梨県勝沼町)
信長との和平、雑賀下向、落城を報じ、大坂の虚言を難じ、参詣を求む		227	(本写), (谷大写)	善能寺(和歌山市道場町)
此方へ上・下向する方々への、路次のほりでの其元の馳走を謝す	8.5×34.2	242	『福井県史資料 8』259頁, (吉井写)	春照寺宗願寺共有 (敦賀市)
志を謝し、新門様退城・下向と、みくし帰還を報じ、いたづら者を難ず		228	『福井県史資料 6』6号, (県史写32)	専応寺(福井県武生市)
其国参詣衆から新門主様の御書・御使衆下向を聞き、許容は破門と報ず			『福井県史資料 6』7号, (県史写)	専応寺(福井県武生市)
御書下付につき、聴聞すべき様求む	11.2×42.0	252	『粟太郎誌 2』39頁,(吉井写102)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
門跡への一味忠節を求む		231	『紀伊国統風土記 2』	善照寺 (和歌山県広川町カ)
大坂籠城中の懇志を謝し、雑賀への志を求む		232	(本写)	丸岡三日講共有(丸岡町)

《下間少進仲之》

番号	発給年	月日	発給者	花押	自署	宛所	国名	様式	形態	黒印	法語	副状	備考	書止文言	概要
1	(天正4)	7.4	按察法橋頼龍 少進法橋仲之	花1	自署	紀州御門徒惣中	紀伊	奉書	切紙	明聖				謹言	軍事
2	(天正4カ)	7.4	按法橋頼龍 少進法橋仲之	花1	自署	雜賀御坊惣中	紀伊	奉書	切紙	明聖				謹言	軍事
3	(天正5)	7.17	按察法橋頼龍 少進法橋仲之	花1	自署	紀州御門徒惣中	紀伊	奉書	切紙	明聖				謹言	軍事
4	(天正6)	7.8	按察法橋頼龍 少進法橋仲之		在判	紀州諸浦御門徒惣中	紀伊	奉書		明聖				謹言	軍事
5	(天正7カ)	12.11	(下間少進法橋)性乗	花2	自署	かしかまかり心衆中	越前	副状	切紙		有		包紙	恐々謹言	惣志
6	(天正8カ)	正.20	少進法印性乗	花2	自署	江州・野洲郡・栗本郡・惣中	近江	副状	切紙		有			恐々謹言	
7	(天正8)	③.5	下間刑部卿法眼頼廉 少進法橋仲之花			本誓寺惣門徒中	能登	奉書		明聖カ	有			如件	惣志
8	(天正8)	後3.18	(少進法橋)性乗	花2	自署	越前七村志惣中	越前	奉書	切紙				包紙	恐々謹言	惣志
9	(天正8)	卯月.16	(刑部卿法眼)頼廉 (少進法橋)仲之花		自署	能州本誓寺	能登	副状			有			謹言	
10	(天正8)	卯月.16	(刑部卿法眼)頼廉 (少進法橋)仲之花	花3	自署	濃川・坊主衆中・門徒衆中	美濃	副状	貼繼紙		有			謹言	
11	(天正8)	4.21	頼廉・仲之花	花3	自署	本善寺殿	大和	奉書	貼繼カ	明聖	有			如件	
12	(天正8)	5.29	刑部卿法眼頼廉 少進法橋仲之花			ユスキ賀願寺下・坊主衆中 門徒衆中	近江	奉書		明聖				如件	
13	(天正8)	6.13	性乗	花		ミクラ惣中	近江	奉書	切紙	明聖	有			如件	惣志
14	(天正8)	6.21	少進法橋性乗	花3	自署	越前國・御門徒衆惣中	越前	副状	貼繼カ	明聖	有			如件	
15	(天正8)	7.20	刑部卿法眼頼廉 少進法橋仲之(ママ)		在判	万福寺・同門徒惣中	甲斐	奉書		明聖カ				如件	
16	(天正8)	7.20	刑部卿法眼頼廉 少進法橋仲之	(写)	在判	長延寺・同門徒惣中	紀伊	奉書		明聖カ				如件	
17	(天正8カ)	7.28	(下間少進法橋)性乗	花3	自署	かしかまかり村・おや彦三 郎殿・あたらしや右衛門尉 四郎殿・同惣中	越前	奉書	貼繼紙				包紙	恐々謹言	
18	(天正8)	8.16	少法橋性乗	花3	自署	越前国志衆中	越前	奉書	貼繼カ	明聖	有			如件	
19	(天正8)	9.24	少法橋性乗	(写)	(欠)	越前国惣御門徒中	越前	奉書		(印)	有			如件	
20	(天正8カ)	12.28	性乗	花3	自署	野洲・栗本兩郡志衆中	近江	副状			有			恐々謹言	
21	(天正9)	3.3	刑法眼・少進法橋	(写)	在判	ユサ山本善寺殿	紀伊	奉書		明聖カ				如件	
22	(天正9)	卯月.17	性乗	花3		越前二日講衆中	越前	副状	貼繼カ					恐々謹言	

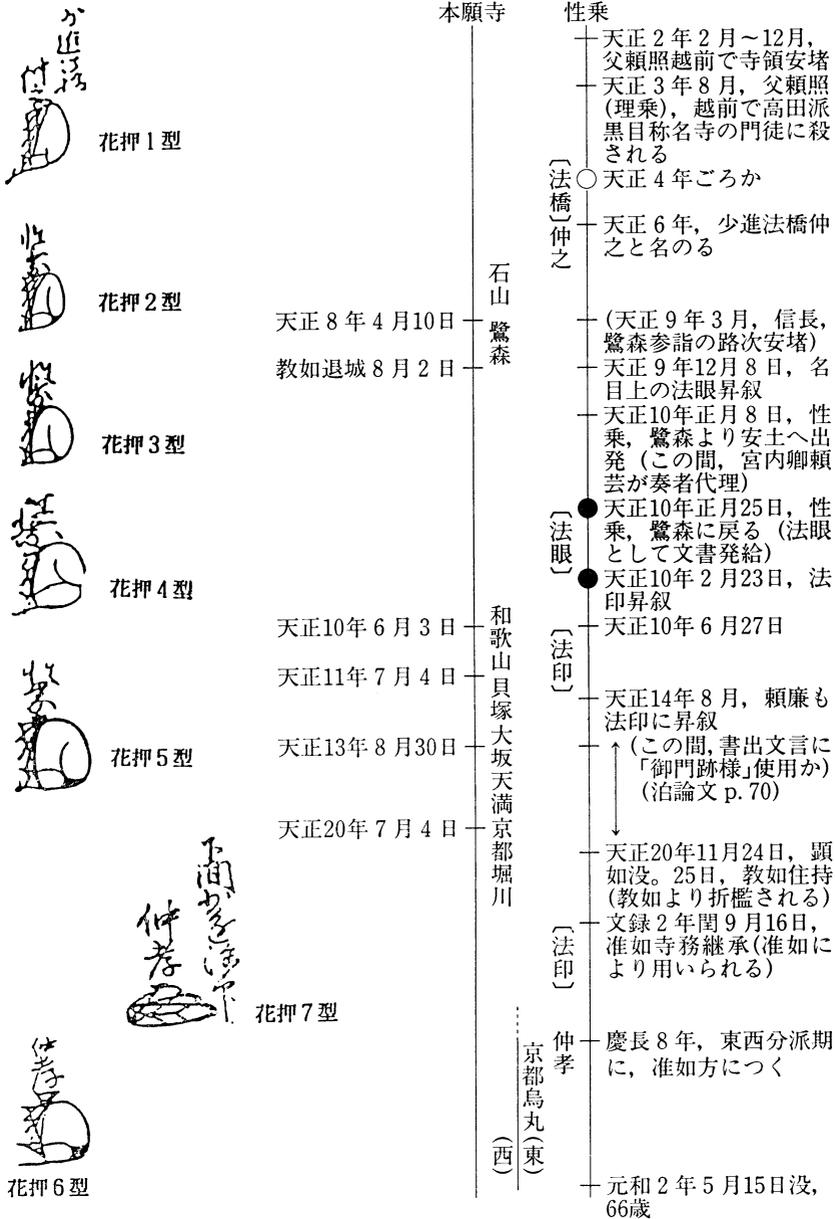
内 容	法 量 (縦×横cm)	金籠 論文	出 典	所 蔵 者
今度の御門跡様の御書発給を報ず			(谷大写)	仏照寺(岐阜県大野町)
御印書(黄金沓乞取)発給を報じ、私への志(縮四十匁)を謝す	8.4×31.4		『福井県史資料6』19号, (県史写)	専応寺(福井県武生市)
路次たやすからざる刻、御所様への志(黄金沓乞)を謝す	10.7×50.8		『福井県史資料6』20号, (県史写)	専応寺(福井県武生市)
報恩講の志(縮子式百目)、遠路深志を謝す、《池上常長副状あり》	11.5×50.0		『福井県史資料6』11、(県写109)	専応寺(福井県武生市)
路次困難な時分、報恩講(縮百目)・私(縮廿目)への懇志を謝す	8.7×28.9		『福井県史資料6』9号, (県史写97)	専応寺(福井県武生市)
遠路不通時の志(銀)を謝し、上々様御堅固を報じ、私への代物を謝す		253	『東浅井郡誌4』183頁 『矢守文書』	矢守大藏氏(小谷村弓削)
織田信長討死を報ず		238	『鷲森田事記』	専応寺(福井県武生市)
御門跡様への志(黄金沓乞)を謝す(題箋「天正四卯九月十七日」)		161	(本写)	光照寺(福井県鯖江市カ)
御書(籠城中・下向以来の懇志を謝し、爰元無事を報ず)の発給を報ず		233	『福井県史資料3』568頁, (県史写)	平乗寺(福井県太田町)
五月の御堂御寄勤役に来る廿八日己前の参上を命ず(興筆・天正11)		244	『岐阜県史古代・中世1』 (岐阜県立歴史史料館写真)	西円寺(岐阜県大垣市)
根津中島(天満)御堂建立につき、作事奉行として馳走を申付ける	13.4×55.2	246	『粟太郡誌2』87頁、(吉井写91)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
此方公私無事を報じ、東寺の衆の少納言殿の湯治につき、馳走を求む		260	井上鉄夫「一向一揆の研究」 763頁	本誓寺(長野市松代町)
御所様への志を謝し、御印書発給・此方御堅固を報じ、私への志を謝す		255	『岐阜県史』 (岐阜県立歴史史料館写真)	河野六ヶ寺共有 (岐阜市等)
御門跡様への志(代沓貫文)を謝す	12.2×60.5		『福井県史資料6』15、(県写101)	専応寺(福井県武生市)
御所様への志(「白縮六十匁」)を謝す	12.0×47.0		『福井県史資料6』16、(県写102)	専応寺(福井県武生市)
御堂御香を国方より相勸む様、番衆方へ催促す様子は妙光寺演説す		258	(本写)	妙光寺(福井県小浜市)
新御所様へ代四貫文 《袖上黒印「積」》		250	『粟太郡誌2』41頁、(吉井写93)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
他宗名号安置をしかる、様子は妙光寺演説す		259	(本写)	妙光寺(福井県小浜市)
報恩講の志(代五十疋)を謝す	11.8×49.8		『福井県史資料6』17、(県写111)	専応寺(福井県武生市)
今度、山田道場の相調うを披露した処、感じられた、子紐は願違寺へ	(14.7)×37.2		『粟太郡誌2』70頁、(吉井写88)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
其道場相調うを満足し、上々様一段御勇健を報じ、我等への烏目を謝す	26.8×42.9		『粟太郡誌2』71頁、(吉井写32)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
御倉山田道場の相調うを満足し、両郡坊主衆充一札発給を報ず			『粟太郡誌2』71頁、(吉井写82)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
豊浦の儀を催促し、山田道場建立を祝い、両郡坊主衆充一輪発給を報ず			『粟太郡誌2』72頁、(吉井写80)	山田長安寺 (滋賀県草津市)
御所様への年頭祝儀(青銅三十疋)謝し、御印書を報じ、私への志謝す			『福井県史資料6』21号, (県写93)	専応寺(福井県武生市)
無前御札を謝し、御印書発給を報じ、私への志(二十疋)謝す			『福井県史資料6』22号, (県写95)	専応寺(福井県武生市)
御講の執立て承る	29.4×45.5		『福井県史資料6』38号, (県写42)	専応寺(福井県武生市)
守護方の九州出勢、証人姫様の守山登場、近日開陣、御所様本復を報ず			『勝興寺古文書集』31号	勝興寺(富山県高岡市)
門主への志謝す		261	『本福寺史』291頁、(本写)	堅田本福寺 (滋賀県大津市)
其方門徒の儀は前々の如く別案なく、此方の様林は兵作に申し合む	29.4×45.5		『福井県史資料6』40号, (県写40)	専応寺(福井県武生市)
今度、勝興寺殿御帰国につき、前々の如く諸色馳走を求む			『勝興寺古文書集』34号、(本写)	勝興寺(富山県高岡市)
毫摺寺殿下大進殿門徒衆の直参たるを報じ、御影様御審の勤仕を命ず			『福井県史資料6』10号, (県写35)	専応寺(福井県武生市)
御所様への志(金子一匁イトメヌキ)を謝す			本願寺史料研究所 「探訪写真ファイル」	本覚坊(新潟県上越市)
御所様への志(黄金沓乞イトメヌキ)を謝す			本願寺史料研究所 「探訪写真ファイル」	本覚坊(新潟県上越市)
御所様への志を謝す(書直し有)			本願寺史料研究所 「探訪写真ファイル」	本覚坊(新潟県上越市)

番号	発給年	月日	発給者	花押	自署	宛所	国名	様式	形態	黒印	法語	副状	備考	書正文	概要
23	(天正9カ)	6.15	刑部卿法眼頼康 少進法橋仲之	花3	自署	ホウライ仏照寺・同門徒中	美濃	副状	貼紙	明聖	有	包紙	如件		
24	(天正9カ)	9.17	(下少進法橋)性乘	花4	自署	土佐下・志衆中	越前	副状	切紙		有		恐々謹言	懸志	
25	(天正9カ)	9.17	(下少進法橋)性乘	花4写	(写)	直參土佐下・志衆中	越前	奉書	切紙	(印)	有	副2	包紙	如件	懸志
26	(天正9カ)	11.24	少進法橋性乘	花4	自署	あんやうし村・おそはら村・しんしやう村	越前	奉書	切紙	明聖	有	副2	包紙	如件	懸志
27	(天正9カ)	11.25	(少進法橋)性乘	花4	自署	毫撰寺殿下(安養寺村惣中・ちそう入土佐殿)	越前	奉書	切紙		有		包紙	恐々謹言	
28	(天正10頃)	2.23	性乘	(花押)		北・惣中	近江	奉書			有			恐々謹言	懸志
29	(天正10)	6.20	性乘		在判	越前惣門徒中	越前	奉書						恐々謹言	
30	(天正10カ)	9.17	(下間少進法橋)性乘	花5	自署カ	直參光熙寺下・志衆中	越前	奉書	切紙カ	明聖	有		(題)	如件	懸志
31	(天正10カ)	9.28	性乘	花5	自署	平乗寺・乘祐・了願・宗二郎・乘泉	越前	副状	切紙					恐々謹言	
32	(天正11カ)	4.翔	刑部卿法眼頼康 少進法印仲之	花5		ミノ西門寺几下	美濃	奉書	折紙					恐々謹言	
33	(天正13)	5.27	少進法印仲康	花5	自署	野洲郡栗太郎・坊主衆中・御門徒中	近江	直札	貼紙					恐々謹言	
34		3.28	性乘	(花押)		本誓寺・康乗寺・其外坊主衆中	信濃							恐々謹言	
35		6.10	性乘	花5	自署	マトハ殿入・嶋田殿入・美濃明殿入	美濃	副状						恐々謹言	懸志
36		6.26	少進法印性乘	(欠)	(欠)	越中アヤウシ・オツハラ惣中	越前	奉書	貼紙カ	明聖	有			如件	懸志
37		7.25	少進法印性乘	花5	自署	直參西衛門	越前	奉書	貼紙カ	明聖	有			如件	懸志
38		9.2	性乘	花5		若狭・惣中	若狭	直札	切紙カ					恐々謹言	
39		10.13	少進法印性乘	花5	自署	くり本郡・廿六日講中	近江	奉書	切紙	續					懸志
40		10.19	性乘	花5		若州惣門徒衆中	若狭	直札	切紙					恐々謹言	裁許
41		霜月.24	少進法印性乘	花5	自署	安養寺ノ土佐・西衛門	越前	奉書	切紙カ	明聖	有			如件	懸志
42	(天正12カ)	9.9	少進法印性乘	花5	自署	江州野洲郡栗太郎坊主衆中門徒中	近江	奉書	元折紙					恐々謹言	
43	(天正12カ)	9.9	少進法印性乘	花5	自署	山田道場御中	近江	添状	折紙					恐々謹言	
44	(天正12カ)	9.9	少進法印仲康	花5	自署	□法(土法カ)御返報	近江	添状	折紙					恐々謹言	
45	(天正12カ)	9.9	少進法印仲康	花5	自署	石新返報(石原新右衛門)	近江	添状	折紙					恐々謹言	
46		正月.28	性乘	花5	自署	安養寺村土佐殿	越前	添状	切紙					恐々謹言	懸志
47		3.12	性乘	花5	木判	土佐殿	越前	添状	切紙					恐々謹言	懸志
48		3.20	少進法印仲孝	花5	自署	安養寺村土佐殿几下	越前	直札	折紙					恐々謹言	
49		5.14	(少進法印)性乘	花5	自署	越中・惣坊主衆・御中	越中	直札	切紙カ				包紙	恐々謹言	
50		8.3	少進法印性乘	花5	自署	江州(志賀郡)志衆中	近江	奉書	貼紙カ	明聖	有		包紙	如件	懸志
51		8.28	少進法印仲孝	花5	自署	土佐・同門徒中	越前	直札	折紙					恐々謹言	
52		8.14	(少進法印)性乘	花5	自署	越中四部与力惣坊主衆中・御門徒中	越中	奉書	切紙カ	明聖			包紙	如件	
53		9.24	性乘	花5	自署	土佐殿	越前	奉書	切紙					恐々謹言	
54		6.24	少進法印性乘	花5	自署	存教・善兵衛門ほか二名	越後	奉書		明星	有			如件	懸志
55		6.24	性乘	花5	自署	越後野田村・存教ほか三名	越後	奉書			有			恐々謹言	懸志
56		6.24	少進法印性乘	花5	自署	越後頸城存教取次・六ヶ村・十三日講中	越後	奉書		明星	有		包紙	如件	懸志

内 容	法 量 (縦×横cm)	全 頁 数	出 典	所 蔵 者
報恩講の志(代五十疋)を謝す	12.2×48.0		『福井県史資料6』, (県史写)	専応寺(福井県武生市)
御音信として鮭十疋を謝し、報恩講七昼夜無事結願を報す			『勝興寺古文書集』36号	勝興寺(富山県高岡市)
上々様御無事、其国の望物已下は勝興寺へ申入れ、拙者の御取次と報す			『勝興寺古文書集』33号	勝興寺(富山県高岡市)
先年、頭如様御代より仰付の直参の儀、門徒中への書状発給を報す	29.1×43.5		『福井県史資料6』39号, (県写)	専応寺(福井県武生市)
去年仰付の通り、本尊・二幅御影・門徒、ことごとく専応寺殿へ渡す事	30.4×46.0		『福井県史資料6』41号, (県写41)	専応寺(福井県武生市)
見舞次郎兵衛への馳走を謝し、山田谷御与力無沙汰、女房衆無事を報す			『勝興寺古文書集』35号	勝興寺(富山県高岡市)
勝興寺の一国諸末寺与力を報じ、常楽寺殿下坊主中の不服従をしきる			『勝興寺古文書集』32号, (本写)	勝興寺(富山県高岡市)
産七衛門方志(綿卅匁)を謝し、上々様御無事を報す	12.5×30.0		(福井県史写・129番)	専応寺(福井県武生市)
御門跡様(綿五拾匁)・私(廿匁)への志を謝し、上々様御堅固を報す	11.9×35.5		(福井県史写・128番)	専応寺(福井県武生市)
御門跡様への年頭御礼、私への志を謝し、御印書・上々様御堅固を報す	11.7×33.2		(福井県史写・126番)	専応寺(福井県武生市)
御門跡様への報恩講志、私への志を謝し、御印書・御門跡様社健を報す	11.7×32.0		(福井県史写・127番)	専応寺(福井県武生市)
御門跡様への年頭御礼、私への志を謝し、御印書・上々様御堅固を報す	11.6×30.5		(福井県史写・148番)	専応寺(福井県武生市)
門主への志謝す『岐阜県史古代・中世』1109頁・花押99		257	『県史1』 (岐阜県立歴史史料館写真)	明淨寺(岐阜県関市)
御所様への志(銀子拾匁)を謝す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	柏瀧淨土寺(島根県)
照琳坊・淨土寺との諸役馳走を催促す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	満行寺(島根県)
御本尊の事につき御門跡様への望物を求む			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	西光寺(大分県別府市)
来十月の御堂御番につき、来廿八日以前の上山求む			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	真光寺(和歌山県)
岸和田に対する各の働きを謝す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	真光寺(和歌山県)
来二月の御堂御番につき、来廿八日以前の上山求む			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	真光寺(和歌山県)
御所様・上々様御堅固を報す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	本覺寺(長野県松代町)
御所様への志(黄金壹文目)を謝す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	正覚寺(長野県)
志(黄金)を謝し、此方御堅固の旨を報す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	乗念寺(石川県鹿西町)
其講中の御影様望物の事			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	乗念寺(石川県鹿西町)
御門跡様への志(布・代・綿)を謝す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	乗念寺(石川県鹿西町)
御門跡様への志(布・綿)を謝す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	乗念寺(石川県鹿西町)
報恩講の志(綿廿五匁)を謝す	13.3×46.5		(福井県史編纂室所蔵写真)	淨光寺(福井市石橋町)
報恩講志披露・御印書発給を報じ、私への志(綿十匁)を謝す	11.5×47.5		(福井県史編纂室所蔵写真)	淨光寺(福井市石橋町)
来八月の御堂御番につき、来廿八日以前の上山求む			(岐阜県立歴史史料館写真)	性願寺(岐阜県)
御門跡様への志(代参百匁・黄金二分・布壹疋)を謝す			『越中・越前村史』220頁, '68年	西恩寺(富山県小矢部市)
御所様への遠路造作の志(白米)を謝す			上原芳太郎『本願寺秘史』117頁	西本願寺(京都市)
御門跡様・拙者方への孫兵衛年忌志(銀)を謝し御印書発給を報す	32.8×47.4		『下間少進集』196頁, '76年	鴻山文庫
穴馬八カ村の後又村の長勝寺福参を申し下す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	法勝寺(福井県勝山市)
願如様・当御所様よりの長勝寺福参を重ねて申し下す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	法勝寺(福井県勝山市)
其方の長勝寺福参を申し下す			本願寺史料研究所 『探訪写真ファイル』	法勝寺(福井県勝山市)
土佐の忠儀を謝し、明日下国を報じ、在京延長を求む			『福井県史資料6』28号 (県写44)	専応寺(福井県武生市)

番号	発給年	月日	発給者	花押	自署	宛所	国名	様式	形態	黒印	法語	添状	備考	書正文	概要
57		11.27	少進法印性乘	花5	自署	安養寺村とき・新庄村にし よもん	越前	奉書	切紙	明聖				如件	懸志
58		12. 3	性乘	花5	自署	越中・惣坊主衆中	越中	直札	切紙カ		有				恐々謹言
59		6.21	(少進法印)性乘	花5	自署	越中・坊主衆中・(同)御門 徒中	越中	直札	切紙カ					包紙	恐々謹言
60		6.25	少進法印仲孝	花5	自署	安養寺村土佐殿几下	越前	直札							恐々謹言
61		9.10	少進法印仲孝	花5	自署	乗祐・同御(門脱)徒中	越前	直札	折紙						恐々謹言
62		11.20	性乘	花5	自署	右衛門尉殿(下間幸頼)床下	越中	直札	切紙カ					包紙	恐々謹言
63		3.晦日	少進法印性乘	花5	自署	越中・常樂寺殿下・坊主中	越中	直札	切紙カ						如件
64		9. 7	(少進法印)仲孝	花6	自署	安養寺村専応寺几下	越前	直札	切紙					包紙	恐々謹言 懸志
65		8.28	仲孝	花6	自署	越前安養寺村専応寺	越前	副状	切紙						恐々謹言 懸志
66		正月.22	仲孝	花6	自署	越前専応寺下惣中	越前	副状							恐々謹言 懸志
67		2.28	(少進法印)仲孝	花6	自署	越前安養寺村専応寺下惣中	越前	副状							恐々謹言 懸志
68		3.28	仲孝	花6	自署	越前安養寺村専応寺下	越前	副状	切紙						恐々謹言 懸志
69		11.28	少進法印性乘	花5	木判カ	ミノセキ尼入	美濃	奉書		明聖	有		印軸上	如件	懸志
70		3. 6	少進法印性乘	花5	自署	サハ浄土寺門徒中	石見	奉書	切紙カ	明聖	有			如件	懸志
71		8. 9	(少進法印)性乘	花5	自署	石州西河内照善坊(カ)几下	石見	奉書	切紙カ					包紙	恐々謹言
72		9.翔	少進法印仲孝	花5	自署	感法寺(カ)下□□□□	豊後	直札							也
73		9.翔	刑部卿法眼頼藤 少進法印仲康	花5	自署	泉州真光寺几下	和泉	奉書	折紙						恐々謹言
74		10.26	刑部卿法眼頼藤 少進法印仲之	花5	自署	真光寺・浄光寺・□□寺門 徒衆中	和泉	奉書	折紙	明聖					如件
75		正月.8	刑部卿法印頼藤 少進法印仲康	花5	自署	泉州真光寺	和泉	奉書	折紙						恐々謹言
76		6.28	性乘	花5	自署	信州本誓寺殿・□□□殿床 下	信濃	副状							恐々謹言
77		(3カ).5	少進法印性乘	花5	自署	正覚寺・門徒・□念	信濃	奉書	貼紙カ	明聖	有			如件	懸志
78		2.19	性乘	花3	自署	能州鹿嶋郡廿日講衆中	能登	奉書		明聖	有				懸志
79		7. 3	性乘	花5	自署	能州鹿嶋郡廿日講中	能登	直札							恐々謹言
80		(天正16カ) 後5.25	少進法印性乘	花5	自署	能州かしま郡廿日講中・同 所尼□	能登	奉書		明聖	有			如件	懸志
81		6.11	少進法印性乘	花5	自署	能州鹿嶋郡廿日講中	能登	奉書		明聖	有			如件	懸志
82		11.27	少進法印性乘	花5	木判カ	了淨下アセチ	越前	奉書	切紙	明聖	有	有	包紙	如件	懸志
83		11.27	性乘	花5	木判カ	了淨下アセチ	越前	副状	切紙		有				恐々謹言 懸志
84		7. 2	刑部卿法印頼藤 少進法印仲康	花5	自署	ミノ性頼寺几下	美濃	奉書							恐々謹言
85		7.13	少進法印性乘	花5	自署	木舟村道場弥五右衛門江	越中	奉書		明聖	有			如件	懸志
86		霜月.12	少進法印性乘(花押)			平津・牛谷惣中	不明	奉書		明聖カ	有			如件	懸志
87		2.15	しもせうじん			まぢせんや・まごびやう へ・こげ江	不明	書状	折紙						かくし 懸志
88		(慶長16カ) 4. 3	少進法印仲孝	花6	自署	長勝寺下穴馬之門徒□□ □不參衆中	越前	折紙							恐々謹言
89		(慶長16カ) 4. 3	少進法印仲孝	花6	自署	長勝寺下大野町弥藤彦左衛 門ほか	越前	折紙							恐々謹言
90		9.16	少進法印仲孝	花6	自署	大野弥藤方・同門徒衆中	越前	折紙							恐々謹言
91		7. 6	仲孝	花7	自署	森讀岐御房御宿所	越前	奉書							恐々謹言

[本願寺所在地・性乗官途名の変遷]



下間少進仲之 (性乗) 文書の一考察

この「性乗」署名文書の発給地域限定は、下間三家（刑部卿頼廉・按察頼龍・少進仲之）それぞれによる地域分担が天正・慶長期に完全に成立していたとみるよりも、とりあえず、仲之のみ文書発給地域に限定があったと考えておきたい。いつ頃から、どういった理由でなされていたのかは、他の事例もふまえて検討せねばならないが、「勝興寺文書」によれば、越中一国の「あかり申物、又望物」は勝興寺と仲之が「取次」いでいたというから、仲之による申物・望物の取次は、北陸道・東山道を中心に行われていたとも考えられる。おそらく、父と兄の加賀・越前両国での活動にちなんで北陸道の取次に関与したのではないか。すなわち、下間仲之は、本願寺領国加賀での代官、越前守護代・足羽郡司を歴任した父筑後頼照・兄和泉源七郎の死後、奏者三人の末席に取り立てられ、父・兄の担当していた北陸道を中心とその関係を継承し、やがて東山道も文書発給対象地域にしたと考えてよいのではないか。

おわりに

本稿では、まず、仲之の生涯を概観して、『下間系図』の兄弟「源七郎」が兄和泉であると推測し、つぎに、仲之花押を七種類に分類し、最後に法名「性乗」で単独署名文書を発給しえた地域が北陸道・東山道を中心していると指摘し、その背後に父頼照・兄源七郎と北陸道との関係を推測した。下間仲之については、能楽史研究から豊臣政権や西国大名との演能交渉が指摘されているが、地方に散在する発給文書をみると、むしろ北陸道・東山道を中心とする東国に本願寺坊官として文書発給を行っていたといえよう。

註

① 片桐登「解説」（法政大学能楽研究所編『能楽資料集成 6・下間少進集Ⅲ』わんや書店、一九七六年）。

② 籠谷真智子「下間少進法印—本願寺の芸能その二—」（『史窓』一四、一九六五年、以下「籠谷A論文」）。同「激動期の本願寺能楽—下間少進法印仲之を中心に—」

- ① 『真宗研究』三二、一九八七年、以下「籠谷B論文」。
- ② 西野春雄「変革期の型付—下間少進型付考—」(『法政大学・能楽研究』二、一九七六年)。
- ③ 谷下一夢「本願寺の坊官下間氏について」(『龍谷学報』三二二、一九三八年)、「下間頼秀・同頼盛兄弟について」(『仏教史学』二二四、一九六五年)。ともに、『増補・真宗史の諸研究』『同・補遺』(同朋舎、一九七七年)所収。
- ④ 横尾國和「本願寺の坊官下間氏」(『国学院雑誌』七八四、一九七七年)。峰岸純夫編『本願寺・一向一揆の研究』(吉川弘文館、一九八四年)に加筆し収録。
- ⑤ 金龍静「戦国時代の本願寺内衆下間氏」(『名古屋大学文学部研究論共・史学』二四、一九七七年)。
- ⑥ 草野顕之「本願寺教団における印判奉書の意味」(『仏教史学研究』二五二、一九八三年)。
- ⑦ 泊清尚「本願寺懇志請取状の基礎的考察—印判状の分析を中心として—」(『仏教史学研究』二七一、一九八四年)。
- ⑧ 片山伸「下間氏加署文書の一考察」(『真宗研究』三〇、一九八六年)。
- ⑨ 大喜直彦「本願寺教団文書の研究—いわゆる中世『御印書』について—」(『千葉乗隆博士古稀記念・日本の社」と仏教』永田文昌堂、一九九〇年)。
- ⑩ 青木馨「史料紹介『下間性乗発給印判状一通』」(『同朋学園・仏教文化研究所紀要』七・八合併号、一九八六年)。
- ⑪ 本願寺史料研究所蔵『採訪写真ファイル』。大谷大学第三研究室蔵『真宗寺院採訪写真ファイル』。千葉乗隆・北西弘編『本願寺文書』(柏書房)。
- ⑫ 福井県敦賀市樞曲八一七(本願寺派)。山本元編『敦賀郡古文書』(一九四三年)。平松清一編『敦賀郡東郷村誌』(東郷公民館、一九七三年)。「越前若狭一向一揆関係資料集成」(同朋舎、一九八〇年)。「福井県史・資料編八」(一九八九年)。
- ⑬ 福井県武生市安養寺町八八一七(本願寺派)。福井県史編纂室蔵『採訪写真ファイル』。「福井県史・資料編6」(一九八七年)。「越前若狭一向一揆関係資料集成」(地区名「安養寺」を所蔵寺院号として収録)。なお、『鷲森旧事記』(『大日本仏教全書』一三二巻、四二九頁)「秀吉公退治明智事」には現存未確認の天正十年と推定できる「六月廿日」付・「越前惣御門徒中」充で「当月二日」明智謀反と「去十三日」山崎表合戦を伝える性乗書状が収録されている。安野堅城住職によれば、秀吉の寺地寄進にちなみ専応寺は「太閤屋敷」と通称されたという。
- ⑭ 滋賀県草津市北山田町八一五(本願寺派)。「近江栗太郡志」二(一九二六年)。「草津市史」二(一九八四年)。
- ⑮ 「下間系図」(『真宗史料集成・七』)に「仲之/法名性乗 童名千代寿/法橋法眼 法印/頼之/少進改仲康・又一孝/元和二丙辰歳五月十五日逝 六十六歳」とある。「/」は改行を示す。以下同様)。
- ⑯ 天文一九・二〇年の二説あるが、『下間系図』仲之没年

(数え年)によった。

- ⑱ 『下間系図』に「述頼／法名理乗 童名／源次 筑後／母 天正元(天正三年＝一五七三年)〔癸酉〕八月十五日越前国ニテ」とある。

- ⑲ 籠谷A論文(七〇頁)・片桐論文(一九六頁)。

- ⑳ 『下間系図』に「頼清／筑後／源三郎／母／出家 法名正善／永正十五年(一五一八年) 月日西証寺実順／円寂之時 出家(三月一日か)／弘治三(一五五七年) 丁巳九月廿七日卒 六十三」とある。

- ㉑ 重松明久氏は、下間和泉法橋頼俊とされる(『本願寺百年戦争』二二七頁)。

- ㉒ 谷下著書(三五七頁)。元龜年間から天正初年の成立と推測されている。

- ㉓ 金龍論文(四頁)。

- ㉔ 鷲森別院文書。

- ㉕ 片桐論文(一九九頁)。誓紙の日下より仲之・頼龍・頼廉が順に署名。

- ㉖ 『鷲森旧事記』「本願寺信長和睦ノ事」(一三～一六頁)。
大桑斉「教如―東本願寺の分立」(真継伸彦編『宗派別』日本の仏教・人と教え4・浄土真宗)一九八五年、二二八頁)。

- ㉗ 片桐論文(一九九頁)。「鷲森日記」天正十年正月廿二

日条に「少進安土へ罷越ニ付而宮内卿〔下間頼芸〕奏者仕畢」とあるので、仲之が出張中の正月八日から二五日まで、鷲森で頼芸が奏者代行をしたので、厳密にいえば、

下間少進仲之(性乗) 文書の一考察

「法橋」を自称し奏者として文書発給しえた期間は、正月八日(鷲森出發)以前となり、「法眼」として文書を発給しえた期間は、正月二五日(鷲森帰着)～二月三日(法印昇叙)と思われる。

- ㉘ 山田長安寺文書(『近江栗太郡志』二、八七～八九頁)。

- ㉙ 片桐論文(二〇〇頁)。

- ㉚ 籠谷B論文(九四～九五頁)。

- ㉛ 片桐論文(二〇四頁)。

- ㉜ 片桐論文(二〇四頁)。

- ㉝ 『童舞抄』奥書に「干時慶長元年居諸／下間少進法印／仲孝(花押)」とみえる(西野晴夫校訂『下間少進』「わんや書店、一九七三年、巻頭写真」。なお、東北大学図書館所蔵『童舞抄』奥書には「下間少進法印／仲孝(花押)」として本稿分類「花押6」がみえる。もう一例の「花押7」は「専応寺文書」の仲孝書状。

- ㉞ 「和歌山県真光寺文書」(本願寺史料研究所所蔵)採訪写真ファイル)の「九月朔日」付「刑部卿法眼 頼廉・少進法印仲康」連署状。

- ㉟ 岫順史編『勝興寺古文書集』(桂書房、一九八三年)所収「三三号文書」。

追記

文書閲覧を快諾された専応寺・春照寺・長安寺・本願寺史料研究所・福井県史編纂室をはじめ、多数の方より御教示・御援助をいただいた。記して謝したい。